

増収・増益3.5ヶ月満額支給せよ!

2017年度年末手当第2回団体交渉開催

「申第17号」に対する現時点での会社の考え

1. 年末手当は基準内賃金と補償措置額の3.5ヶ月分とすること。

【回答】議論の上、決定する

2. 組合員が納得しない年末手当のカットをやめること。

【回答】成績率の増減適用については、公正・公平に実施している。

3. 回答は11月7日までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

4. 支払いは12月1日までに行うこと。

【回答】会社が適切に設定をする。

本部は11月1日、2017年度年末手当の支給に関する第2回団体交渉を開催し、会社から現時点の考えを受け議論を行いました。

本部は、「6期連続の過去最高益は、年休も取れず、休日出勤も強要され働かされている社員の苦勞の賜である。要求委の通り年末手当を3.5ヶ月分支給することがその苦勞に應えるということである。3.5ヶ月分を出せない理由など何もない」と強く主張しました。会社は「組合の主張は検討するし社員の苦勞は否定しない。しかし期末手当は業績、世間水準、賃金水準、組合の要求等を総合的に勘案しながら決定していく。安定的ベースはあくまでも2.9ヶ月である」と、社員の苦勞に前向きに應える姿勢を見せませんでした。現場の社員あつての会社であり、その社員の苦勞による過去最高の利益です。本部は会社に、改めて年末手当3.5ヶ月分の支給と社員が納得しないボーナスカットは止めるよう強く主張しました。

JR東海労は、満額獲得に向けて粘り強く最後まで交渉をしていきます。

次回団体交渉は11月8日、会社回答です!

会社は現場の社員の苦勞に應えろ!